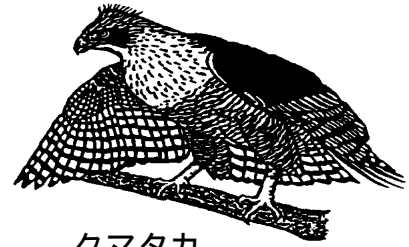


築川のダムと自然を考える市民ネットワーク

会報：2005年4月15日発行



クマタカ

5月の観察会

「築川ダムの必要性の 是非を脚で見よう」

< ついでに植物も覚えよう >

日時：2005年5月15日(日)

9時00～12時30分

集合場所：葛西橋 盛岡市中野二丁目
(右側の地図を参照)

観察場所：葛西橋から参加者の車に分乗して、ダム築堤箇所、根田茂川の沈水終点地を見て、新たたら山橋まで降り下車、2.5km歩いて北上川との合流点へ到り、1km歩いて葛西橋まで降り解散とする。

会費：500円(保険および資料代)

植物：ヤナギ類、キクザキイチリンソウ、ニリンソウ、セントソウ

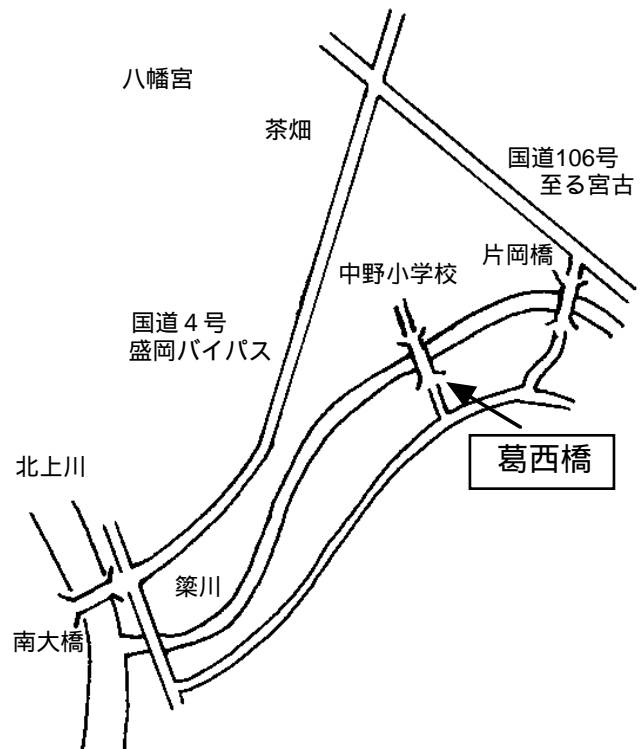
雨天：小雨決行

持ち物：雨具

連絡：亀山喜作 tel: 019.641.8799

Eメール: kame8799@yahoo.co.jp

申込期限：5月12日(木) 亀山まで



昔は川には築場などがあり、人々が親んできたが、近年、川を専門家しか寄せ付けない物にしてしまった。川は時々氾濫があることで生態系を築いてきた。川には無駄な水は1滴も流れていない。したがってダムは、川にとって基本的に「敵対物」である。

築川の治水については、下流1キロメートルを破堤しない堤防につくりかえることが一番いい方法。費用も堤防強化は約5億円ほどで可能。多少オーバーフローしても破堤さえしなければ大きな被害にならない。越流だけなら被害は大きくなる。

新潟の例。高い堤防が急激に一気に破堤した。堤防は高ければいいのではない。高すぎると一気に大きな被害を生んでしまう。堤防のあちこちで、いわば分散して被害を受けていれば、死者が出るような被害にはならなかったの

築川ダム建設中止を

求める集会

加藤 昭一

2005年2月5日、盛岡市勤労福祉会館にて、新潟大学教授の大熊孝さんをお招きし、昨年の新潟洪水の教訓のお話しをお聞きしました。約140名の市民が参加。その後市内をパレードしました。

講演内容は以下の通り



ではないか。福井は95分で堤防が破堤したが、新潟は一瞬。

破堤がおきたとしても、激甚被害にさせないこと。福井は死者も出ていない。新潟はお寺も基礎も吹き飛んでしまった。こんな破堤はさせてはならない。

被災者支援制度もあるが、実際には、世帯総収入が500万円以下という所得制限などがあり、ほとんど受けられていない。全国からの義援金が300億円を超えていることを考えると、支給できるようにすべきである。

築川流域懇談会報告

八幡 つぐ子

築川ダム建設計画が妥当だったのかどうかの検証をする流域懇談会は、昨年10月から全体会議が2回、治水小委員会が3回開催され、検証と討議が進められています。

本来なら計画の事前で開催されるべき懇談会が、すでに河川整備計画が立てられ、事業が着手されているという理由で、当初計画の妥当性を検証するので違和感があります。

流域懇談会の検討は、治水・利水・環境の順に行われる予定で、治水は十分な討議をするために少人数の治水小委員会が設置されました。治水小委員会は、計画規模や基本高水流量などについて検討し、その結果を築川流域懇談会に報告することを目的に、築川流域懇談会委員20名の中から9名が選出されています。

治水は専門的要素がほとんどで、計画の説明を理解するのは非常に困難で、専門知識のない市民にも理解してもらえるように、築川ダムネットは、毎回事前学習と協議をかさね、懇談

会資料も作成し、質問の内容を整理し問題提起をしてきました。この間の検討結果、河川整備計画書作成の根拠となる実測雨量データ、流量データの収集場所や採用手法の不適切な点が多々判明しています。また、計画書作成時の想定氾濫区域が現況の住宅地図に表示され、計画当初の地形図ではどうなっていたのかさえも不明だったりしています。不明部分や適切ではない部分は更に資料の提出と見直しを求めています。

治水小委員会の結論はまだ出されていません。私たちは引き続き、実測流量も採用しての1/100確率の流量の算出、河川改修後の流下能力と想定氾濫区域図、下流1kmの堤防強化を求めながら、現況の築川の総合治水対策を話し合う流域懇談会へと進展させられるよう、力を尽くしたいと思います。

皆様のご協力をお願いいたします。

傍聴のお願い

築川流域懇談会 第4回治水小委員会が開催されます。

日時 4月18日(月)

13時30分～16時30分

会場 エスポワールいわて

3階特別ホール

傍聴者も発言ができますので、ご参加ください。

築川ダム第一次訴訟判決

負担金支出の差止めは勝ち取ったが、負担金返還を求める請求は棄却

井上 博夫

3月18日、盛岡地裁で、築川ダム住民訴訟の判決公判がありました。この裁判では、盛岡市に対し、築川ダム負担金支出の差止めと、すでに支払った金額の返還を求めていました。裁判中に、盛岡市は平成16年度以降の支出を行わないと方針を変更したため、差止め請求の目的は事実上勝ち取りましたが、返還請求について、盛岡地裁は、市長の裁量権を広く認め、原告の請求を棄却する不当な判決を下しました。さらに、谷藤現市長らに対して負担金の返還請求を行った第2次訴訟の判決が5月13日(金)に行われます。みなさんの傍聴をお願いします。

築川ダム第2次住民訴訟判決公判

5月13日(金)13:10～

盛岡地方裁判所301号法廷